

# 地域產品創出事業「ぞえ塾」

## 企画提案募集要領

(令和 7 年 4 月 7 日一部改正)

山添村地域振興課

## 目 次

1. 業務の目的	1
2. 業務委託の期間・委託料	1
3. 業務委託の内容	1
4. 公募への参加資格	3
5. 応募手続き等	4
6. 申請書類の内容及び提出方法	5
7. 評価・選定方法	7
8. 委託先候補者選定後の手続きに関する留意事項	8

## 1. 業務の目的

山添村では、村内に事業拠点を有する事業者（以下、「村内事業者」とする。）を対象に、商品開発やブランディング及び販路開拓や拡大に関する講座を開催し、本村の地域資源を活かした魅力あるモノやコトなどの商品化、また現存する商品のクオリティを高めるためのブラッシュアップを行い、その商品を販売していくことにより村内事業者のさらなる活力を創出し、持続可能な地域産業を創造することとしています。

本事業を効果的に進めるため、広く企画提案を募集します。

## 2. 業務委託の期間・委託料

### (1) 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日

※契約締結日は、令和7年4月15日以降を予定している。

### (2) 業務委託料

5,000千円（消費税等含む）を上限とする。

## 3. 業務委託の内容

村内事業者を対象に以下の業務を実施すること。なお、業務の実施においては、委託者と十分に協議のうえ進めること。

### (1) 説明会及び講座の実施

#### ① 説明会

本事業の目的、商品開発やブランディングの商品提案力及び販路開拓や拡大を図るための戦略力の必要性等、本事業に関する内容を広く村内事業者に周知し、参加を促すための説明会を開催すること。（1回）

#### ② 講座

ア 商品開発やブランディングによる魅力ある商品づくりを進めるための商品提案力強化及び販路開拓や拡大を図るための戦略力強化に必要なテーマを取り扱う講座を複数回企画すること。

イ 複数回の講座を一貫して受講することで本事業の目的を達成するパッケージとすること。

ウ 講座の最終回には新商品又は既存商品をブラッシュアップした成果品の発表会及びテスト販売会を行うこと。また、販路開拓や拡大のため、商談やテスト販売の機会を設けること。

エ 講座各回終了後、村内事業者へ適宜フォローアップを行うこと。

#### ③ 実施方法

ア 説明会は対面・オンライン併用で実施し、講座は可能な限り対面により実施すること。

イ 講座は座学のほか、グループワーク等の参加事業者の主体的な意見交換の場を設けること。

④ 参加事業者の募集・選定

ア 説明会及び講座への参加を希望する村内事業者は委託者が募集し、とりまとめは受託者が行うこと。

イ 説明会及び講座の募集を行うためのチラシは、受託者が作成すること。

ウ 講座の参加事業者は最大6者とし、委託者と受託者が協議のうえ、参加事業者を選定すること。

⑤ 期間

契約締結の日から令和8年3月31日までとする。

⑥ 開催場所

講座の各回の開催場所は委託者と受託者が協議のうえで決定すること。

⑦ 費用

説明会、講座及びフォローアップに係る一切の費用は委託契約金額に含めることとし、参加者からは受講費を徴収しないこととする。

(2) 参加村内事業者への支援

商品開発やブランディングを行った参加村内事業者に対し、村から50,000円の奨励金を支出するので、効果的に活用できるよう参加村内事業者へ適宜フォローアップを行うこと。

(3) クラウドファンディングの実施

商品開発やブランディングを行う参加村内事業者が資金調達のためクラウドファンディングを実施する場合は、スムーズに実施できるよう参加村内事業者へ適宜フォローアップを行うこと。

(4) 業務に関する総括的事項

① 事業実施体制

本事業の実施にあたり、受託者は商品開発やブランディング等の魅力ある商品づくり及び販路開拓や拡大に関する相当程度の知識を有すること。

② 実施計画書の提出

受託者は、契約締結後速やかに、本業務の実施体制・業務内容・年間事業計画等を記載した実施計画書を委託者に対し提出すること。

また、計画を変更しようとする場合には、速やかに委託者の承認を受けること。

③ 業務の実績報告書の作成

受託者は委託業務完了後、速やかに以下の内容を記載した委託業務完了報告書を提出すること。

- ア 実施内容
- イ 作成した広報物のまとめ等
- ウ 実施内容の詳細がわかる資料（写真等）
- エ 実施内容の成果がわかる資料（各参加村内事業者の成果品及び販路開拓・拡大の結果等）

#### (5) 業務の成果指標及び数値目標

上記の業務を実施するにあたり、その成果指標及び数値目標を次のとおり定める。

- ① 開発又はブランディングされた商品の数計 4 品目以上
- ② 販路開拓や拡大された商品のイベントでの売り上げ見込み額計 10 万円以上

### 4. 公募への参加資格

(1) 単独の法人、若しくは複数の法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）であること。ただし、複数のコンソーシアムの構成員となって参加、又は単独の法人とコンソーシアムの構成員として重複参加することはできない。

また、コンソーシアムを結成し参加する場合は、構成員のいずれかを代表者に定めた協定を締結し、村にその写しを提出すること。

(2) 単独の法人、コンソーシアムの構成員は、次の各号の要件をすべて満たすこと。

- ① 前記 2 の業務の内容を実施することができる者
- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- ③ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の各号に該当すると認められる事実があった後、2 年を経過しない者でないこと。
- ④ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続き開始の申し立て、又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による破産手続き開始の申し立てが行われている者でないこと。
- ⑤ 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受け、その措置の期間が満了していない者でないこと。
- ⑥ 直近 1 事業年度の消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- ⑦ 法人住民税に関し、次のいずれかに該当する者であること。

ア 山添村内に事務所を有する者にあっては、直近 1 事業年度の法人住民税の滞納がないこと。

イ 山添村内に事務所を有しない者にあっては、主たる事業所の所在地の市区町村における直近 1 事業年度の法人住民税の滞納がないこと。

- ⑧ 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 単独の法人、若しくはコンソーシアムの構成員が、山添村暴力団排除条例

- (以下、「条例」という。) 第2条第1号に規定する暴力団であること。
- イ 単独の法人、若しくはコンソーシアムの構成員の役員等(法人の場合は、その役員並びにその支店及び事務所の代表者、その他の団体の場合は、代表者及び役員を言う。以下同じ。)が、条例第2条第2号に規定する暴力団員であること。
- ウ 次のいずれかに該当する暴力団、又は暴力団員と密接な関係を有すること。
- ・暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与している者
  - ・役員等が自己、自社、若しくは第三者の不正な利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
  - ・役員等が暴力団、又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - ・役員等が暴力団、又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- エ その他、当該公募に選定されることが暴力団、及び暴力団員の利益となると認められる者であること。

## 5. 応募手続き等

### (1) スケジュール

4月1日（火）	公募開始 (募集要領の配布、質問書・企画提案参加表明書・企画提案書の提出受付の開始)
4月4日（金）17時まで	企画提案参加表明書の提出期限
4月7日（月）（予定）	参加資格の通知
4月8日（火）正午まで	質問書の提出期限
4月9日（水）（予定）	質問書に対する回答
4月11日（金）17時まで	企画提案書の提出期限
4月14日（月）	企画提案選定委員会（審査会）開催
4月14日（月）	選定結果の通知、契約準備

### (2) 質問書の受付及び回答

本要領の内容等についての質問は、以下のとおりとする。

#### ① 質問方法

質問書（別記様式3）を下記④担当課あて電子メールにて提出すること。

#### ② 質問書の提出期限

令和7年4月8日（火）正午まで

#### ③ 質問への回答日

令和7年4月9日（水）までに回答（予定）

④ 質問への回答方法

参加資格があると通知したすべての者に対し、電子メールにより回答する。

⑤ その他

本公募と関係のない内容に対する質問や、その他公正な審査を阻害する恐れのある質問等には回答しない。

(3) 応募費用の負担

本公募の応募に際して必要となる費用は、すべて応募者の負担とする。

(4) 担当課

本公募の各種書類の提出先や問い合わせ先、受付時間は次のとおりする。

所 属：山添村地域振興課

住 所：〒630-2344 奈良県山辺郡山添村大字大西 1 5 1 番地

連絡先：(電話) 0743-85-0048

E-mail : chiikishinkou@vill.yamazoe.nara.jp

受付時間 9時から 17時まで（土日祝祭日を除く）

## 6. 申請書類の内容及び提出方法

(1) 企画提案参加表明書

① 参加表明書の提出方法

企画提案への参加を希望する者は、以下の書類を持参又は郵送により提出すること。

なお、持参の場合の受付時間は9時から17時まで（土日祝祭日は除く）とし、郵便の場合は郵便書留による必着に限る。

	書類名	部数
1	企画提案参加表明書（別記様式1） ※コンソーシアムによる参加の場合は、協定書も提出すること	1部
2	会社概要（会社案内や要覧など、会社組織や内容がわかるもの） ※コンソーシアムの場合は構成員すべてについて各1部提出すること	1部
3	定款	1部
4	直近3か年間分の決算報告書（事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、その他財務状況を明らかにする書類） ※会社設立後間もないなど、決算報告書が準備できない場合、可能な範囲で提出することとし、あわせて理由書を提出すること（様式任意） ※コンソーシアムの場合は構成員すべてについて各1部提出すること	1部

5	山添村内に事務所を有する者は法人住民税に係る納税証明書、山添村内に事務所を有しない者（山添村に納税義務のない者）は本店が所在する市区町村の法人住民税に滞納がないことの証明書 ※発行後3か月以内の原本又は写し、コンソーシアムの場合は構成員すべてについて各1部提出すること	1部
6	消費税及び地方消費税（国税）の納税証明書 ※発行後3か月以内の原本又は写し、コンソーシアムの場合は構成員すべてについて各1部提出すること	1部
7	誓約書（別記様式2）	1部

- ② 参加表明書の提出期限  
令和7年4月4日（金）17時まで
- ③ 参加表明書の提出先  
本要領5(4)と同じ
- ④ 参加資格の通知日  
令和7年4月7日（月）（予定）
- ⑤ 参加資格の通知方法  
参加表明書を提出したすべての者に対し、電子メールにより通知する。

## (2) 企画提案書

### ① 企画提案の方法

企画提案の提出を希望する者は、以下②の提案項目、提案内容を記載した企画提案書（詳細は別記様式4を参照）を2部（正本1部、副本1部）持参又は郵送とし、郵便の場合は郵便書留による必着に限る。

### ② 企画提案内容

	提案項目	提案内容
1	業務基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○業務実施における考え方、方針など</li> <li>○業務全体の年間スケジュール</li> </ul>
2	各業務の実施方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>2. 業務委託の内容の各仕様に基づき実施する業務の内容を具体的に記載</li> <li>○講座の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・講座各回の講座内容及び開催時期・回数</li> <li>・主体的な意見交換を含む講座の実施スキーム</li> <li>・講座各回終了後のフォローアップ体制</li> </ul> </li> <li>○参加村内事業者への支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・奨励金を効果的に活用できるフォローアップ</li> <li>○クラウドファンディングの実施</li> <li>・スムーズに実施できるフォローアップ</li> </ul> </li> </ul>
3	業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>○業務の実施体制と担当者の経歴</li> </ul>

4	業務委託料	○業務委託に係る各業務の内容と金額（見積書可）
---	-------	-------------------------

＜企画提案書作成にあたっての補足事項＞

- ・企画提案書は、以下の項目を記載すれば、任意の様式で差し支えない。
  - ・用紙の大きさは、A4判片面（縦・横いずれも可）、横書き、左綴じを原則とし、図表等を含めて40ページ以内とすること。（図表等は必要に応じ、A3判の折り込みも可とする。）
  - ・提出された企画提案書等は返却しない。
  - ・必要に応じて追加資料の提出を求めることがある。
- ③ 企画提案書の提出期限  
令和7年4月11日（金）17時まで
- ④ 企画提案書の提出先  
本要領5(4)と同じ
- ⑤ 企画提案に係る経費  
企画提案に係る経費は、応募者の負担とする。

## 7. 評価・選定方法

### (1) 評価の方法等

提出された企画提案書の審査については、府内で組織する選定委員会において、提出された企画提案書の内容を、以下の審査項目により審査する。

審査項目	評価内容
1 業務方針	○事業の趣旨を理解し、的確な考え方に基づいた方針が立てられているか
2 業務内容	<p>＜講座開催＞</p> <p>○参加村内事業者全体に有効な講座内容となっているか</p> <p>○参加村内事業者が主体的に商品づくりや販路拡大に取り組める実施内容となっているか</p> <p>＜参加村内事業者への支援＞</p> <p>○参加村内事業者が奨励金を効果的に活用できるフォローアップとなっているか</p> <p>＜クラウドファンディングの実施＞</p> <p>○参加村内事業者がスムーズに実施できるフォローアップとなっているか</p>
3 業務遂行能力	<p>○確実に本業務を遂行しうる体制・ノウハウがあるか、責任をもって実行できるか</p> <p>○実施スケジュールは適切か</p>
4 予算	○経費は適切に配分されているか

## (2) 選定委員会の開催

### ① 選定の方法等

- ア 選定委員会において審査を行い、最上位の者を委託先候補者に選定する。
- イ 選定委員会が選定した者が辞退した場合は、次点となった提案者を委託先候補者とする。

### ② 選定結果の通知日

令和7年4月14日（月）

### ③ 選定結果の通知方法

- ア 選定結果については、企画提案書提出者に対し、電子メールにより通知する。

- イ 採択した企画提案は、実施方法・執行額などについて条件を付す場合がある。

### ④ その他

- ア 選定結果や選定内容等に係る質問や異議は一切認めない。

- イ 選定委員会による審査の結果、基準を満たす提案がなかった場合、又は企画提案書の提出がなかった場合は再度公募するものとする。

## 8. 委託先候補者選定後の手続きに関する留意事項

本業務に関する契約については、以下の事項に留意すること。

### (1) 契約内容等の協議

- ・業務内容に関する細目事項等については、委託先候補者と村の間で協議のうえ契約内容を決定する。なお、協議のうえ企画提案の一部を変更する場合がある。
- ・委託先候補者と村との間で協議が整わない場合は辞退とし、次点の提案者を委託先候補者とし、同様に協議する。

### (2) 契約方法

- ・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。
- ・別途契約書を作成する。
- ・村が定める予定価格の範囲内で契約を締結する。

### (3) 一括下請け及び再委託の禁止

- ・業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、事前に村の承認を得た場合はこの限りではない。
- ・企画提案の段階で、上記承認を得る必要はない。

### (4) 委託料の支払い

- ・本業務に係る委託料の支払い方法等は、両者協議のうえ決定する。